

3/20 金

論説

2021・3・20

水戸地裁は十八日、避難計画の実効性に重大な疑問があるとして茨城県の日本原子力発電東海第二原発の運転を差し止めた。「防災体制は極めて不十分」。疑わしきは動かさず、どうの判断か。

「実現可能な避難計画および」れを実行し得る体制が整えられてゐるといふれば、「ほど遠い」とぞ水戸地裁。避難計画の不備を理由に司法が原発の運転差し止めを命じたのはこれが初めてだ。

原発三十、国内の自治体には、

避難計画の策定が国から義務付けられてい。

られる。だが、首都圏唯一、

三十、国内に百万人近い人口を抱

える東海第二原発だけでなく、各

原発の三十、国内にある全国の自

治体が、避難計画の策定に苦慮し

ていると言つていい。「人口密集

地帯の避難が容易ではないのは明

らかだ」と断じた今回の判决は、

「これから原発訴訟」、少なから

ず影響を及ぼすだろう。

「脱原発弁護士全国連絡会」によると、原発の建設や運転、あるいは設置許可の是非をめぐる裁判は、3・11以降、約五十件が提起されている。このうち、原発に反対する住民側の訴えを認めた司法判断は、今回の東海第二原発を含め、計七件。昨年から今年にかけては、「これで三件が相次いた」。

3・11以前は、北陸電力志賀原発2号機の運転差し止め（100六年、金沢地裁）など、わずか二件だけだった。

一九九一年の四国電力伊方原発訴訟で示された最高裁判断を踏襲し、「原発の安全性判断は、専門家に委ねるもの」という考え方が生まれているようにも思える。支配的だった司法の流れに、変化が生じている。

一方、同日広島高裁は、「地震や火山の噴火による具体的な危険がある」として、伊方原発3号機の運転を差し止めた昨年一月の仮処分を回り取り消した。

「原発の安全性」影響を及ぼすような大規模自然災害が発生する可能性は、「高いとはいえない」というのだが、この判断には疑問が募る。

「リスクは大きさに著する」。危機管理の要諦だ。いわんや原発の場合、いったん事故が起れば破局につながりかねない。それが福島第一原発事故の重い教訓ではなかつたか。

住民の安全最優先。「疑わしきは動かさず」とする大原則を司法は確立すべきである。

疑わしきは動かさず

原発訴訟